

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	若宮地区 (牛沢集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第3回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本集落の現状は、水稻を中心とした集落農業が展開されており、集落内の規模拡大意向農家は1経営体、現状維持意向農家は29経営体、入作経営体は8経営体(法人3経営体含む)である。 ・アンケート調査や集落間取りに基づく規模拡大意向農家は1経営体であり、規模縮小意向の農家が複数ある一方で、ほとんどが現状維持意向農家である。 ・水不足による問題が発生することが多く、農業継続に不安を抱いている農家も多い。 ・現状維持意向農家の中でも部分的に作業委託をしている農家が多いため、高齢化が進むにつれて、全委託になる農家が増えることが懸念される。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状維持意向農家でも後継者不足等を要因とした農業従事者の高齢化が進んでおり、機械の故障等でリタイアする農家も今後出てくることと予想されることから、担い手の明確化が必要である。 ・集落の末端まで水が来ない事例が多く、過去には干ばつの被害もあった。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>中小規模農家が集落の農業を支えている状況下で、今後の集落農業の維持・継承に重要な役割を担う存在であることから現状維持意向農家29経営体と規模拡大意向農家1経営体を集落内の担い手に位置付け、集落内住民相互が支え合える体制を構築し、将来にわたり継続できる集落農業の確立を目指す。また、担い手として法人を含む8経営体の入り作農家もいることから、水の管理や草刈り等を担い手と常に話し合い、共存共栄を図る。</p> <p>水稻(水田100.7ha) 栽培方法 : 慣行栽培</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	129.66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	129.66 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
--

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の集積は、所有者の意向を尊重しつつ、基本的に担い手への集積を推進する。また、本集落には複数の水系があることから、現在の耕作状況を考慮しつつ、それぞれのブロックごとに代表の担い手を位置付けその担い手への集積を推進していく。また、集団化(集約化)耕作者相互間の了承を得ながら必要に応じ交換分合を推進し、作業効率化や省力化につなげる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地集積等に伴う農地移動(権利移動)は、農地中間管理機構を通して権利設定する。
(3)基盤整備事業への取組方針
本集落は、水問題が深刻化していることから、特に水路の整備について、牛沢環境保全委員会や土地改良区と連携しながら、集落の末端まで用水確保できるよう整備していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手が将来にわたり営農継続しつつ経営発展できるよう担い手同士の共同作業を実施し、相互が支え合える体制を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手であっても、効率化・省力化が必要な作業については、必要に応じ農業支援サービス事業者への作業委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①近隣の行政区で電気柵を設置しており、本集落も今後鳥獣被害が発生することが懸念されるため、町の補助金を活用しながら集落ぐるみで対策を検討していく。